



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年1月30日火曜日 第1831号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	128
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(4件).....	128
保安林の指定施業要件の変更.....	129
同意の成立(3件).....	129
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	129
道路の区域変更(一般国道194号).....	130
道路の区域変更(一般国道319号).....	130
道路の区域変更(一般国道317号).....	131
道路の区域変更(県道柳谷美川線).....	131
道路の区域変更(県道松山北条線).....	131
道路の供用開始(").....	131
道路の供用開始(県道蔵川大谷線).....	131

公 告

土地の売払い.....	132
愛媛県立農業大学校入学試験(2次募集)の実施.....	132

雑 報

平成18年度行政書士試験合格者の公示について.....	133
-----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第142号

西条市吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・石田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・石田地区)計画書の写し
 - 西条市吉井土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成19年1月31日から2月28日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第143号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・父野川下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・父野川下地区)計画書の写し
 - 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成19年1月31日から2月28日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場日吉支所

○愛媛県告示第144号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・広見上組地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・広見上組地区)計画書の写し
 - 鬼北町営土地改良事業費分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成19年1月31日から2月28日まで
- 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第145号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・豊田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年1月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・豊田地区)計画書の写し
 - 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成19年1月31日から2月28日まで
- 縦覧場所
愛南町役場

○愛媛県告示第146号

愛南町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・御荘長洲地区)の施行は、適当と認められ

るので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）計画書の写し
- (2) 愛南町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年 1月31日から 2月28日まで

3 縦覧場所

愛南町役場

○愛媛県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松山市食場町乙10

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

食場町乙10（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町山財1721

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市朝倉下乙201の1、乙201の2、乙204から乙206まで、乙207の1から乙207の5まで、乙208から乙212まで、乙214

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第148号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
三瓶湾区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧三瓶湾漁業協同組合の地区）	総トン数40トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第149号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
磯津区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧磯津漁業協同組合の地区）	主として底びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第150号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
伊方町区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧伊方町漁業協同組合の地区）	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第151号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第

22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削 210 番

代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番 5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町岩城6017番から同5866番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と1点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位(D.L.+3.46メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字暮坂乙1592の2番内の国土地理院「暮坂」四等三角点)は、北緯34度15分47.2645秒、東経133度9分39.0750秒の地点

- 1 点は、基点から真北46度49分15秒243.24メートルの地点
- 2 点は、1点から真北135度16分07秒30.92メートルの地点
- 3 点は、2点から真北224度04分33秒0.61メートルの地点
- 4 点は、3点から真北135度13分02秒49.80メートルの地点
- 5 点は、4点から真北223度21分48秒0.03メートルの地点
- 6 点は、5点から真北135度12分59秒26.40メートルの地点
- 7 点は、6点から真北223度07分48秒0.01メートルの地点
- 8 点は、7点から真北135度13分15秒8.80メートルの地点
- 9 点は、8点から真北225度13分04秒9.30メートルの地点
- 10 点は、9点から真北135度00分00秒0.03メートルの地点
- 11 点は、10点から真北225度13分10秒18.47メートルの地点
- 12 点は、11点から真北225度14分24秒45.76メートルの地点
- 13 点は、12点から真北135度10分25秒1.17メートルの地点
- 14 点は、13点から真北45度14分55秒0.65メートルの地点
- 15 点は、14点から真北135度09分35秒2.79メートルの地点

(3) 面積

9,229.57平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年3月13日 愛媛県指令17港第649号

4 しゅん功認可年月日

平成19年1月30日

○愛媛県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	194号	西条市藤之石5号217番3から 同市藤之石5号208番4まで	旧	メートル 7.4~35.5 17.8~78.5	キロメートル 0.264 0.103	
			新	17.8~78.5	0.103	
"	"	西条市藤之石5号237番から 同市藤之石5号11番2まで	旧	5.4~52.4 14.5~121.0	0.755 0.615	
			新	14.5~121.0	0.615	
"	"	西条市藤之石庚47番1地先から 同市藤之石庚58番9まで	旧	8.0~34.0 11.3~46.4	0.570 0.568	
			新	11.3~46.4	0.568	

○愛媛県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮67番から 同町新宮114番1まで	旧	メートル 4.7~12.7	キロメートル 0.134	
			新	8.2~18.3	0.134	

○愛媛県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市玉川町大野字スサキ甲148番6から 同字江マヘ甲40番2地先まで	旧	メートル 9.0～16.0	キロメートル 0.312	
			新	12.5～17.0	0.312	

○愛媛県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4544番3	旧	メートル 6.4～34.1	キロメートル 0.354	
			新	14.0～49.9	0.353	

○愛媛県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市下伊台町1439番6から 同町1488番7まで	旧	メートル 8.1～12.4	キロメートル 0.147	
			新	11.4～15.8	0.147	

○愛媛県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市下伊台町1439番6から 同町1488番7まで	平成19年 1月30日

○愛媛県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷793番3から 同町大谷800番4まで	平成19年1月30日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
八幡浜市舌間2番耕地745番5	雑種地	109.27㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年2月9日（金）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年2月19日（月）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37

愛媛県八幡浜地方局7階中会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をし

た小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成19年度愛媛県立農業大学校入学試験（2次募集）を次のとおり実施する。

平成19年 1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

総合農学科

2 入学試験の期日

平成19年3月6日（火） 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

コース	野菜複合コース	花き複合コース	果樹コース	畜産コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて15人程度			
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成19年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者			

- 5 学科試験科目
- (1) 筆記試験
国語（古典及び古典講読を除く。）及び数学Ⅰ
 - (2) 口頭試問
農業に関する事項
- 6 入学願書受付期間
平成19年2月13日（火）から19日（月）まで
なお、郵送による場合は、当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。
- 7 受験手続
入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。
- (1) 最終学校の調査書
 - (2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）
 - (3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙
- 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

雑 報

○公 告

平成18年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成19年 1月30日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510027	7510456	7510623	7510709
7510205	7510500	7510639	7510723
7510353	7510505	7510643	7510735
7510367	7510547	7510644	7510760
7510371	7510579	7510647	7510788
7510373	7510604	7510665	7510791
7510440	7510622	7510699	